



労働災害の記録及び 届出制度の 策定と運用のあり方

目的

国の労働災害及び職業病の記録及び届出制度は以下のことを目的としている：

- 労働災害と職業病に関する包括的かつ信頼できるデータの提供
- 比較可能な国家統計の公表と国際統計への貢献
- 労働災害防止対策への活用
- 適切かつ効果的労災補償制度の確立。^[1]

適用範囲

国の労働災害及び職業病の記録と届出制度は国全体に適用し、すべての分野の経済活動、すべての企業そして雇用形態に関わらずすべての労働者を対象としなければならない。

以下の4つのタイプの事象が記録され届出されなければならない：

1. 労働災害（労働の過程あるいは労働に起因する発生事象であって、死亡あるいは負傷を伴うもの）
2. 職業病（労働活動において生ずるリスク要因へのばく露の結果として罹患した疾病）

3. 危険な事故（法令の定める労働者あるいは一般公衆に危害を及ぼす潜在可能性のある事故）
4. 通勤災害（就業場所と次に掲げる場所との間の直接の途上において発生する死亡又は身体の傷害をもたらす事故をいう。
 - (i) 労働者の主たる又は従たる住居
 - (ii) 労働者が通常食事をとる場所
 - (iii) 労働者が通常報酬を受け取る場所）

職業病の疑いのある症例も記録と届出制度に含まれるべきである。過去の経験から、多くの職業病は潜伏期間が長く（最大20年以上）、科学的根拠が確立されている期間に疑念に基づく予防措置をとることによって労働者が不必要にリスクにさらされるのを防ぐことができると一般的に認識されている。したがって、職業病の疑いのある症例についての関連データを収集し、特定の疾病が職業上の起源を有する可能性があることを警告することが重要である。

国の権限のある機関

権限のある機関は、法律、命令、または法の効力を有する指示を発する権限を有する省庁、政府機関、またはその他の公的機関である。

最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議の上、権限のある機関は労働災害、職業病、適切な場合には危険な事故、通勤災害および職業病の疑いのある症例の報告、記録および届出のための要件と手続きを確立し、定期的に見直す責任がある。[2] 権限のある機関（所管官庁）は、特に以下のことを行うべきである：

- a) 労働災害、職業病、通勤災害、危険な事故およびインシデント（負傷を伴わないニアミス）のどの分類または種類が報告、記録および届出の対象となるかを定める。
- b) 使用者および労働者、医師、医療機関、必要に応じてその他の機関が、労働災害、職業病、職業病が疑われる症例、通勤災害、危険な事故およびインシデントについて事業場レベルで行うべき報告と記録についての統一的な要件と手順を確立し、適用する。
- c) 労働災害、職業病、通勤災害、危険な事故などを、権限のある機関、保険機関、労働監督署、保健サービス、また必要に応じて他の関係機関へ届出なければならない要件および手順を確立し適用する。
- d) 様々な官庁と機関の間で必要な調整と協力のための適切な体制を整える。
- e) 使用者および労働者が法的義務を遵守するのを支援するためのガイダンスが得られるよう適切な体制を整える。[3]

権限のある機関は労働監督署あるいは他の指定された機関による適切な調査が行われるよう十分な体制を整えなければならない。さらに労働災害と職業病の年次統計を作成し公表されるようにしなければならない。

国の政策

権限のある機関は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体との協議の上、労働環境における労働災害、職業病、危険な事故、インシデントの原因を特定しそれらをできるだけ抑えることによって労働に起因する、労働に関連するあるいは労働の過程において生ずる事故および健康障害の防止を目的とした国家政策を策定・実施して定期的に見直さなければならない。

この政策は以下の事項についての一般原則と統一された手順を確立しなければならない：

- a) 労働災害及び職業病の記録、届出及び調査
- b) 通勤災害、危険な事故及びインシデントの記録、届出及び調査
- c) 労働災害、職業病及び危険な事故に関する統計の収集、分析及び公表

記録及び届出の要件と手順

加盟国は使用者、保険機関、職業衛生機関、医師及び他の関係機関による労働災害と職業病の届出の手続きを逐次定め適用しなければならない。[4]

異なる機関（すなわち、権限ある機関、労働安全衛生監督署、社会保障機関）に提出される情報の標準化とともに、記録及び届出のための要件と手順を統一することは、過小報告を減らすとともに、重複した集計の防止につながる。

権限のある機関は労働監督署あるいは他の指定された機関による適切な調査が行われるよう十分な体制を整えなければならない。さらに労働災害と職業病の年次統計を作成し公表されるようにしなければならない。

記録の要件及び手続は、次のことを定める。

- (a) 使用者の責任
 - (i) 労働災害、職業病並びに適当な場合には危険な事故、通勤災害及び職業病の疑いのある事案を記録すること。
 - (ii) 労働者及びその代表者に対して記録制度に関する適切な情報を提供すること。
 - (iii) 記録の適切な保持及び記録の防止措置の確立のための利用を確実にすること。
 - (iv) 労働災害、職業病、危険な事故、通勤災害又は職業病の疑いのある事案を報告する労働者に対する報復的又は懲戒的な措置を差し控えること。
- (b) 記録すべき情報
- (c) 記録の保持期間
- (d) 国内法令、事情及び慣行に従って使用者が保有する個人及び医学上の情報の秘密保持のための措置

1981年の職業上の安全及び健康条約の議定書、2002年第3条

届出の要件及び手続は、次のことを定める。

- (a) 使用者の責任
 - (i) 労働災害、職業病並びに適当な場合には危険な事故、通勤災害及び職業病の疑いのある事案について権限のある機関その他指定された団体へ届け出ること。
 - (ii) 労働者及びその代表者に対して、届け出られた事案に関する適切な情報を提供すること。
- (b) 適当な場合には、保険機関、職業衛生機関、医師その他直接関連する団体による労災事故及び職業病についての届出の措置
- (c) 労働災害、職業病並びに適当な場合には危険な事故、通勤災害及び職業病の疑いのある事案が届け出られるべき基準
- (d) 届出の期限

1981年の職業上の安全及び健康条約の議定書、2002年第4条

記録及び届出に必要な最低限の情報

労働災害と職業病の記録に含まれるべき情報は、労災補償、就業場所の健康危害要因抑制措置の確立、権限ある機関への届出に関する法令の遵守、労働衛生サービスの企画・実施あるいは疫学・労働衛生の研究、といったそれぞれ関係するプログラムによって異なる。しかしながら、一部の情報はすべての目的に対して不可欠であり共通のものである。

届出は次のデータを含まなければならない：

- a) 企業、事業場、及び使用者
- b) 労働者が負傷あるいは罹患した場合、労働者の情報及び負傷あるいは疾病の状況
- c) 就業場所、労働災害あるいは危険な事故の発生状況、職業病については健康危害要因へのばく露状況 [2]

国の分類システム

労働災害及び職業病の分類システムは ILO の労働災害及び職業病の記録及び届出に関する実施規範並びに WHO の国際疾病分類（ICD）を考慮して策定・改正・施行されるべきである。

さらに、国の職業病リストを診断基準と共に策定することにより職業病の認識と補償が推進される。

国の年次統計

各加盟国は届出及び他の活用できる情報に基づき、労働災害、職業病、さらに適切な場合には危険な事故、通勤災害に関する年次統計を国全体の状況を示すような方法で収集しその分析と共に公表しなければならない。[2] こうした統計は国際労働機関または他の関連する国際機関の後援の下に策定され

ILO 職業病リスト勧告、2002 年（第 194 号）は、国々が労働災害及び職業病の記録・届出及び補償システムを作成、改善、強化あるいは調和する際にモデルとして使用することができる。勧告は、定期的に理事会が招集する三者構成の専門家会議でリストを改定する革新的で単純化された手続きを定めている。

2010 年に改定された**職業病リスト**は職業病の特定と認定に関する最新の知見を反映したものであり、加盟各国がそれぞれの国の職業病リストを作成及び改正する際に使用されている。このリストは職業病の疑いのある疾病の特定を促進し、各国が関係事例の記録、届出及び補償並びに防止対策の推進に使われている。リストに含まれるオープン事項は新しい職業病の認知の道を開いているが、その有効活用はハイジニスト、医師、使用者、労働者及び政府機関による積極的な貢献に依存している。

た最新の国際制度と互換性のある分類制度に従って確立されるべきである。[\[2\]](#) 関連するすべての分類は、第 16 回国際労働統計家会議（1998 年 10 月）で採択された（労働災害の結果としておこる）業務上の負傷統計に関する決議の付属文書にある。労働災害、職業病および危険な事故の統計には、度数率、発生率および強度率が含まれている必要がある。統計データは、経済活動、職業、年齢、性別、および他の特定のグループの主要な区分（情報がある場合）について算出されなければならない。

労働災害と職業病に関するデータの活用

労働に関連する死亡及び死亡に至らない負傷災害並びに職業病の状況を分析することは有効な労働安全衛生戦略の策定と対策の優先順位の決定に不可欠である。

正確で質の良い労働災害及び職業病データは以下の活動の重要な基礎を提供する：

- 産業別及び社会経済集団別の労働人口の健康状態を把握する
- 労働安全衛生についての健全な決定をする
- 労働安全衛生の政策と戦略の優先分野を特定する
- 企業、産業界、国家レベルでの防止・抑制対策を実施する
- 補償とリハビリの戦略とプログラムを策定する
- オーダーメイドの的を絞った法令遵守対策を策定する
- 職業疫学研究を促進する
- 関連する訓練および教育プログラムを設計する
- 意識を高め、労働安全衛生の主要課題にメディアと一般の注目を集める

参考文献

[1] [National System for Recording and Notification of Occupational Diseases – Practical guide](#). ILO, Geneva, 2013.

[2] [Protocol of 2002 to the Occupational Safety and Health Convention, 1981 \(P 155\)](#).

[3] [Recording and notification of occupational accidents and diseases. An ILO code of practice](#). ILO, Geneva, 1996.

[4] [Occupational Safety and Health Convention, 1981 \(No. 155\)](#)